

とかち広域消防事務組合職員初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則

〔平成30年3月23日〕  
規則第3号

(目的)

第1条 この規則は、別に定めるものを除き、とかち広域消防事務組合職員給与条例（平成30年条例第1号。以下「条例」という。）に基づき、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 条例第6条第1項に規定する給料表の適用を受ける者をいう。
- (2) 昇格 職員の職務の級を同一給料表の上位の職務の級に変更することをいう。
- (3) 降格 職員の職務の級を同一給料表の下位の職務の級に変更することをいう。
- (4) 経験年数 職員が職員として同種の職務に在職した年数（この規則においてその年数に換算された年数を含む。）をいう。
- (5) 必要経験年数 職員の職務の級を決定する場合に必要な経験年数をいう。
- (6) 在級年数 職員が同一の職務の級に引き続き在職した年数をいう。
- (7) 必要在級年数 職員の職務の級を決定する場合に必要な1級下位の職務の級における在級年数をいう。

(条例第6条第3項に規定する組合長が別に定める職務)

第3条 条例第6条第3項に規定する組合長が別に定める職務は、等級別職務分類表（別表第1）に定めるとおりとし、同表に掲げるそれぞれ職務の級に分類されるものとする。

(等級別資格基準表)

第4条 職員の職務の級を決定する場合に必要な資格は、この規則において別に定める場合を除き、別表第2に定める等級別資格基準表（以下「等級別資格基準表」という。）に定めるとおりとする。

(等級別資格基準表の適用方法)

第5条 等級別資格基準表は、その者に適用される給料表の別に応じて適用する。この場合において、それぞれの区分に対応する同表の職務の級欄に定める上段の数字は当該職務の級に決定するための必要在級年数を、下段の数字は当該職務の級に決定するための必要経験年数を示す。

- 2 等級別資格基準表の学歴免許等欄の区分は、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格に応じて適用するものとし、当該学歴免許等欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格については、同表において別に定める場合を除き、別表第3に定める学歴免許等資格区分表（以下「学歴免許等資格区分表」という。）に定めるところによる。ただし、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格以外の資格によることがその者に有利である場合には、その資格に応じた区分によることができる。
- 3 前項の場合において、その者に適用される等級別資格基準表に対応する学歴免許等欄

の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する職員に対する同表の学歴免許等欄の適用については、その最も低い学歴免許等の区分による。

(経験年数の起算及び換算)

第6条 等級別資格基準表を適用する場合における職員の経験年数は、同表の学歴免許等欄の区分の適用に当たって用いるその者の学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数による。

2 等級別資格基準表の学歴免許等欄の区分の適用に当たって用いる学歴免許等の資格を取得した時以後の職員の経歴のうち、職員として同種の職務に在職した年数以外の年数については、別表第4に定める経験年数換算表に定めるところにより職員として同種の職務に在職した年数に換算することができる。

(経験年数の調整)

第7条 職員に適用される等級別資格基準表の学歴免許等欄の区分に対して別表第5に定める修学年数調整表(以下「修学年数調整表」という。)に加える年数又は減ずる年数が定められている学歴免許等の資格を有する者については、前条の規定によるその者の経験年数にその年数を加減した年数をもって、その者の経験年数とする。

(特定の職員の在級年数の取扱い)

第8条 次の各号に掲げる職員に等級別資格基準表を適用する場合における在級年数については、当該各号に定める期間をその職務の級の在級年数として取り扱うことができる。

(1) 第15条の規定の適用を受けた職員及び第16条に該当し、同条の規定の適用を受けた職員 他の職員との均衡を考慮して組合長が定める期間

(2) 第24条に規定する異動をした職員 他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して組合長が定める期間

(新たに職員となった者の職務の級)

第9条 新たに職員となった者の職務の級は、その職務に応じ、かつ、等級別資格基準表に定める資格基準に従い決定するものとする。

2 第15条各号のいずれかに掲げる者から職員となった者又は第16条に規定する職に採用された者に前項の規定を適用する場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、組合長の定めるところにより、等級別資格基準表に定める必要経験年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、同表の必要経験年数とすることができる。

(新たに職員となった者の号俸)

第10条 新たに職員となった者の号俸は、前条の規定により決定された職務の級の号俸が別表第6に定める初任給基準表(以下「初任給基準表」という。)に定められているときは当該号俸とし、当該職務の級の号俸が同表に定められていないときは同表に定める号俸を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第22条第1項又は第23条第1項の規定により得られる号俸とする。ただし、その者に適用される同表の学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する者の号俸は、その者の属する職務の級の最低の号俸とする。

2 職務の級の最低限度の資格を超える学歴免許等の資格又は経験年数を有する職員の号

俸については、前項の規定にかかわらず、第12条から第17条までに定めるところにより、初任給基準表に定める号俸を調整し、又はその者の号俸を前項の規定による号俸より上位の号俸とすることができる。

(初任給基準表の適用方法)

第11条 初任給基準表は、その者に適用される給料表の別及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。

2 初任給基準表の学歴免許等欄の区分の適用については、学歴免許等資格区分表に定める区分によるものとする。

(学歴免許等の資格による号俸の調整)

第12条 新たに職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者で当該学歴免許等の資格を取得するに際しその者の職務に直接有用な知識又は技術を修得したと認めるものに対する初任給基準表の適用については、その者に適用される同表の初任給欄に定める号俸の号数にその加える年数(1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)の数に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号俸をもって、同欄の号俸とすることができる。

(経験年数を有する者の号俸)

第13条 新たに職員となった次の各号に掲げる者のうち当該各号に定める経験年数を有する者の号俸は、第10条第1項の規定による号俸(前条の規定の適用を受ける者にあつては、同項の規定による号俸。以下この項において「基準号俸」という。)の号数に、当該経験年数の月数を12月で除した数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号俸とすることができる。

(1) 次号に該当する者以外の者 初任給基準表の適用に際して用いられるその者の学歴免許等の資格(前条の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格)を取得した時以後の経験年数

(2) 基準号俸が職務の級の最低の号俸であるもの 等級別資格基準表に定めるその職務の級についての必要経験年数を超える経験年数

2 新たに職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者で前条の規定の適用を受けないものに対する前項の規定の適用については、同条の規定の適用を受けるものとした場合のその適用に際して用いられる学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数の年数と同項の規定による加える年数を合算した年数をもって、前項各号に定める経験年数とする。

3 第1項の規定を適用する場合における職員の経験年数の取扱いについては、前2項に定めるもののほか、第6条及び第7条の規定を準用する。

(下位の区分を適用する方が有利な場合の号俸)

第14条 前2条の規定による号俸が、その者の有する学歴免許等の資格のうちの下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号俸に達しない職員については、当該下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号俸をもって、その者の号俸とすることができる。

(人事交流等により異動した場合の号俸)

第15条 次に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者の号俸について、前2条の規定による場合には著しく他の職員との均衡を失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、組合長の定めるところにより、その者の号俸を決定することができる。

- (1) 給料表の適用を受けないとかち広域消防事務組合職員
- (2) 職員以外の地方公務員
- (3) 国家公務員
- (4) 官制若しくは定員の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたことにより退職して1年を経過しない者
- (5) 前各号に掲げる者に準ずる者として組合長が定める者  
(特殊の職に採用する場合等の号俸)

第16条 特殊の技術、経験等を必要とする職に職員を採用しようとする場合において、号俸の決定について第13条又は第14条の規定による場合にはその採用が著しく困難になると認められるときは、これらの規定にかかわらず、他の職員との均衡を考慮して、組合長の定める基準に従い、その者の号俸を決定することができる。

(年齢別最低基準)

第17条 前7条の規定による号俸が別表第7に定める年齢別初任給最低基準表の年齢の欄に掲げるその者の年齢に応じた同表の号俸に達しないこととなる職員については、これらの規定にかかわらず同表の号俸(第9条の規定による職務の級が同表に掲げる職務の級より上位の職務の級となる者の場合は、同表に定める号俸を基礎としてその者の属する職務の級に昇格したものとした場合に第22条第1項の規定により得られる号俸)をもってその者の号俸とする。

(消防吏員の号俸)

第18条 消防吏員として新たに職員となった者の号俸は、前8条の規定により算定された号俸の号数に1を加えて得た数を号数とする号俸とする。

(昇格)

第19条 職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、等級別資格基準表に定める資格基準に従い、その者の属する職務の級を1級上位の職務の級(同表の表中の資格基準を「別に定める」こととされている場合で組合長の定めるときに限り、上位の職務の級)に決定するものとする。この場合において、その職務の級について必要経験年数及び必要在級年数が定められているときは、そのいずれかを資格基準とする。

2 勤務成績が特に良好である職員に対する前項の規定の適用については、等級別資格基準表に定める必要経験年数又は必要在級年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、それぞれ同表の必要経験年数又は必要在級年数とすることができる。

3 第1項の規定による昇格は、現に属する職務の級に1年以上在級していない職員については行うことができない。ただし、職務の特殊性等によりその在級する年数が1年に満たない者を特に昇格させる必要があると認められる場合であって、組合長の定めるところによるときは、この限りでない。

(上位資格の取得等による昇格)

第20条 職員が等級別資格基準表の学歴免許等欄の区分を異にする学歴免許等の資格を取得した結果、上位の職務の級に決定される資格を有するに至った場合には、前条の規定にかかわらず、その資格に応じた職務の級に昇格させることができる。

(特別の場合の昇格)

第21条 職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合は、第19条の規定にかかわらず、昇格させることができる。

(昇格の場合の号俸)

第22条 職員を昇格させた場合におけるその者の号俸は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号俸に対応する別表第8に定める昇格時号俸対応表の昇格後の号俸欄に定める号俸とする。

2 前3条の規定により職員を昇格させた場合で当該昇格が2級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

3 第20条の規定により職員を昇格させた場合において、前2項の規定によるその者の号俸が新たに職員となったものとした場合に初任給として受けるべき号俸に達しないときは、前2項の規定にかかわらず、その者の号俸を当該初任給として受けるべき号俸とすることができる。

4 降格した職員を当該降格後最初に昇格させた場合におけるその者の号俸は、前3項の規定にかかわらず、組合長の定める号俸とする。

(降格の場合の号俸)

第23条 職員を降格させた場合におけるその者の号俸は、降格した日の前日に受けていた号俸と同じ額の号俸(同じ額の号俸がないときは、直近下位の額の号俸)とする。

2 職員を降格させた場合で当該降格が2級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

3 前2項の規定により職員の号俸を決定することが著しく不相当であると認められる場合には、これらの規定にかかわらず、その者の号俸を決定することができる。

(給料表の適用を異にする異動の場合の職務の級及び号俸)

第24条 職員を給料表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の級及び号俸は、組合長が定める。

(昇給日)

第25条 条例第15条第1項に規定する組合長が別に定める日は、毎年1月1日(以下「昇給日」という。)とする。

(勤務成績の証明)

第26条 条例第15条第1項の規定による昇給は、当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。ただし、次条第2項第2号に該当する職員の昇給については、この限りでない。

(昇給区分及び昇給の号俸数)

第27条 職員を条例第15条第1項の規定による昇給をさせる場合の号俸数は、当該職員の

勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下この条において「昇給区分」という。）に応じて別表第9に定める昇給号俸数表に定める号俸数とする。

2 職員の昇給区分は、前条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。この場合において、勤務成績の証明が得られていない職員は、第2号に掲げる職員に該当するものとする。

- (1) 勤務成績が特に良好である職員 A
- (2) 勤務成績が良好である職員 B
- (3) 勤務成績が良好と認められない職員 C

3 次に掲げる特定職員の昇給区分は、前項の規定にかかわらず、Cに決定するものとする。

- (1) とちぎ広域消防事務組合運営に関する条例（平成27年条例第1号。以下「運営条例」という。）第8条第1項の規定により準用する帯広市職員の勤務時間等に関する条例（昭和26年帯広市条例第5号。以下「勤務時間条例」という。）に規定する休日、年次有給休暇、病気休暇（公務に起因するものに限る。）、特別休暇、介護休暇、介護時間若しくは休職（条例第40条第1項の適用を受けるものに限る。）又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項に規定する育児休業若しくは同法第19条第1項に規定する部分休業以外の事由によって昇給日前1年間（当該期間の中途において新たに職員となった職員にあっては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間。次号において「基準期間」という。）の5分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員（次号に掲げる職員を除く。）
- (2) 基準期間において、懲戒処分を受けた職員

4 前項の規定により昇給区分を決定することとした場合に昇給区分がCとなる職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不適当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、当該昇給区分より上位の昇給区分（Aの昇給区分を除く。）に決定することができる。

5 前3項の規定により昇給区分を決定する職員の総数に占めるAの昇給区分に決定する職員の数の割合は、組合長の定める割合に概ね合致していなければならない。

6 前年の昇給日後に新たに職員となった職員又は同日後に第22条第3項、第24条若しくは第30条の規定により号俸を決定された職員の昇給の号俸数は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定による号俸数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号俸を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号俸数とする。この場合において、この項の規定による号俸数が零となる職員は、昇給しない。

7 第1項又は前項の規定による昇給の号俸数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号俸の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号俸（当該昇給日において職務の級を異にする異動をした職員にあっては、当該異動後の号俸）の号数を減じて得た数に相当する号俸数を超えることとなる職員の昇給の号俸数は、第1項及び前項の規定にかかわらず、当該相当する号俸数とする。

(特別の場合の昇給)

第28条 勤務成績が良好である職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合その他特に必要があると認められる場合には、組合長の定める日に、条例第15条第1項の規定による昇給をさせることができる。

(最高号俸を受ける職員についての適用除外)

第29条 第24条から前条までの規定は、職務の級の最高の号俸を受ける職員には、適用しない。

(上位資格の取得等の場合の号俸の決定)

第30条 職員が新たに職員となったものとした場合に現に受ける号俸より上位の号俸を初任給として受けるべき資格を取得した場合(第22条第3項又は第24条の規定の適用を受ける場合を除く。)又は組合長がこれに準ずると認めたときは、その者の号俸を組合長が定めるところにより上位の号俸に決定することができる。

(復職時等における号俸の調整)

第31条 休職にされた職員が復職し、又は休暇のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間又は休暇の期間(以下「休職等の期間」という。)を別表第10に定める休職期間等換算表に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、若しくは再び勤務するに至った日(以下「復職等の日」という。)及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に組合長の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。

(給料の訂正)

第32条 職員の給料の決定に誤りがあり、これを訂正しようとするときは、その訂正を将来に向かって行うことができる。

(この規則により難い場合の措置)

第33条 特別の事情によりこの規則の規定によることができない場合又はこの規則の規定によることが著しく不相当であると認められる場合には、別に組合長の定めるところにより、別段の取扱いをすることができる。

附 則 (平成30年3月23日)

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の規定は、平成30年4月1日から施行する。

(既存職員等に関する特例)

2 当分の間、既存職員等の初任給、昇格、昇給等に関する事項は、当該既存職員等の所属市町村の当該事項が規定されている条例の規定を準用する。この場合において、附則第4項の規定に基づく調整を行うとき又は他の職員との間に不均衡が生じたときは、第25条の規定を適用することができる。

(既存職員等の職務の級の調整)

3 平成30年4月1日の前日において、とちち広域消防事務組合運営に関する条例の一部を改正する条例(平成28年条例第1号)の規定による改正前のとちち広域消防事務組合運営に関する条例(平成27年条例第1号)附則第13項の規定により決定された又は平成

30年4月1日以後において前項により決定された既存職員等の職務の級に係る別表第2の規定の適用については、組合長が別に定めるところにより、同表に規定する必要経年数及び必要在級年数に必要な調整を行うことができる。

(既存職員等の号俸等の調整)

4 当分の間、任命権者は、平成31年4月1日から新たに職員となった者（とちち広域消防事務組合職員給与条例施行規則（平成30年規則第2号）附則第3項に規定する者を除く。以下「新規職員」という。）の号俸を次に掲げる規定により決定した場合において、同一の学歴免許等の資格を有する既存職員等の給料月額を超えるときは、当該既存職員等の号俸若しくは号給（以下「号俸等」という。）を当該新規職員の号俸の号数に2を加えて得た数の号俸等又は当該号俸等の給料月額の直近上位の額の号俸等に決定することができる。

(1) 第9条及び第10条の規定

(2) 第27条の規定

5 前項の規定によることが著しく不相当であると認められる場合には、組合長が別に定めるところにより、別段の取扱いをすることができる。

#### 別表第1（第3条関係）

##### 等級別職務分類表

職務の級	分類する職務
1級	局付（消防士又は係員職）、署付（消防士）又は課付（係員職）の職務
2級	局付（消防副士長又は主任補職）、署付（消防副士長）又は課付（主任補職）の職務
3級	局付（消防士長又は主任職）、署付（消防士長）又は課付（主任職）の職務
4級	局付（消防司令補又は係長職）、署付（消防司令補）又は課付（係長職）の職務
5級	局付（消防司令又は課長補佐職）、署付（消防司令）又は課付（課長補佐職）の職務
6級	局付（消防司令長又は課長職）、署付（消防司令長）又は課付（課長職）の職務
7級	消防局次長、消防副署長（帯広消防署に限る。）、事務局次長又は次長職の職務
8級	消防局長、消防署長（帯広消防署に限る。）、事務局長又は会計管理者の職務

#### 別表第2（第4条関係）

##### 等級別資格基準表

職務の級 学歴免許	1級	2級	3級	4級以上
大学卒	0	3 3	6 9	別に定める



短大卒	0	6 6	6 12	別に定める
高校卒	0	8 8	6 14	別に定める
中学卒	0	11 11	6 17	別に定める

別表第3（第5条関係）

学歴免許等資格区分表

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準 学歴区分	学歴区分	
1 大学卒	1 博士課程修了	(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学院博士課程の修了 (2) 上記に相当すると組合長が認める学歴免許等の資格
	2 修士課程修了	(1) 学校教育法による大学院修士課程の修了 (2) 上記に相当すると組合長が認める学歴免許等の資格
	3 専門職学位課程修了	学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了
	4 大学6卒	(1) 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科(同法第85条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。)又は薬学若しくは獣医学に関する学科(修業年限6年のものに限る。)の卒業 (2) 上記に相当すると組合長が認める学歴免許等の資格
	5 大学専攻科卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると組合長が認める学歴免許等の資格
	6 大学4卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の卒業 (2) 国立看護大学校看護学部の卒業 (3) 気象大学校大学部(修業年限4年のものに限る。)の卒業 (4) 海上保安大学校本科の卒業

		(5) 上記に相当すると組合長が認める学歴免許等の資格
2 短大卒	1 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による2年制の短期大学の専攻科の卒業 (3) 学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業 (4) 上記に相当すると組合長が認める学歴免許等の資格
	2 短大2卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による高等専門学校の卒業 (3) 学校教育法による高等学校、中等教育学校、特別支援学校の専攻科(2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。)の卒業 (4) 航空保安大学校本科の卒業 (5) 海上保安学校本科の修業年限2年の課程の卒業 (6) 上記に相当すると組合長が認める学歴免許等の資格
	3 短大1卒	(1) 海上保安学校本科の修業年限1年の課程の卒業 (2) 上記に相当すると組合長が認める学歴免許等の資格
3 高校卒	1 高校専攻科卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校、特別支援学校の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると組合長が認める学歴免許等の資格
	2 高校3卒	(1) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は特別支援学校の高等部の卒業 (2) 上記に相当すると組合長が認める学歴免許等の資格
	3 高校2卒	(1) 保健師助産師看護師法による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業 (2) 上記に相当すると組合長が認める学歴免許等の資格
4 中学卒	中学卒	(1) 学校教育法による中学校、義務教育学校若しくは特別支援学校の中学部の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了

	(2) 上記に相当すると組合長が認める学歴免許等の資格
--	-----------------------------

備考 この表の「特別支援学校」には平成18年法律第80号による改正前の学校教育法による盲学校、ろう学校及び養護学校を、「准看護師学校」には平成13年法律第153号による改正前の保健婦助産婦看護婦法による准看護婦学校を、「准看護師養成所」には同法による准看護養成所を含む。

別表第4（第6条関係）

経験年数換算表

経歴の種類	職員の職務との関係	換算率	備考
国家公務員、地方公務員、旧公共企業体、政府関係機関職員及び外国政府職員としての在職期間	職務の種類が類似しているもの	10割以下	
	その他のもの	8割以下	部内の他の職員との均衡を著しく失する場合は、この限りでない。
民間における企業体、団体等の職員としての在職期間	直接関係があると認められるもの	10割以下	
	その他のもの	8割以下	
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間		10割以下	在学期間は、正規の修学年数の範囲内とする。
その他の期間	教育医療等の職務で直接関係があると認められるもの	10割以下	
	技能労務等の職務で関係があると認められるもの	5割以下	
	その他のもの	3割以下	

別表第5（第7条関係）

修学年数調整表

学歴免許等の資格の区分			調整年数				
基準学歴区分	基準修学年数	学歴区分	修学年数	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
大学卒	16年	博士課程修了	21年	+5年	+7年	+9年	+12年
		修士課程修了	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
		旧大学院後期修了	22年	+6年	+8年	+10年	+13年

		旧大学院 前期修了	20年	+ 4年	+ 6年	+ 8年	+ 11年
		旧大学院 第1期修了	19年	+ 3年	+ 5年	+ 7年	+ 10年
		医大卒	18年	+ 2年	+ 4年	+ 6年	+ 9年
		新大卒	16年		+ 2年	+ 4年	+ 7年
		旧大卒	17年	+ 1年	+ 3年	+ 5年	+ 8年
短大卒	14年	短大3卒	15年	- 1年	+ 1年	+ 3年	+ 6年
		短大2卒	14年	- 2年		+ 2年	+ 5年
		旧専5卒	16年		+ 2年	+ 4年	+ 7年
		旧専4卒	15年	- 1年	+ 1年	+ 3年	+ 6年
		旧専3卒	14年	- 2年		+ 2年	+ 5年
		準専2卒	13年	- 3年	- 1年	+ 1年	+ 4年
高校卒	12年	新高4卒	13年	- 3年	- 1年	+ 1年	+ 4年
		新高3卒	12年	- 4年	- 2年		+ 3年
		旧中5卒	11年	- 5年	- 3年	- 1年	+ 2年
		旧中4卒	10年	- 6年	- 4年	- 2年	+ 1年
中学卒	9年	新高1卒	10年	- 6年	- 4年	- 2年	+ 1年
		新中卒	9年	- 7年	- 5年	- 3年	
		高小卒	8年	- 8年	- 6年	- 4年	- 1年
		小学卒	6年	- 10年	- 8年	- 6年	- 3年

別表第6（第10条関係）

初任給基準表

給料表	学歴免許等	初任給
行政職	大学卒	1級37号俸
	短大卒	1級27号俸
	高校卒	1級17号俸
	中学卒	1級1号俸

別表第7（第17条関係）

年齢別初任給最低基準表

年齢（歳）	級	号俸	年齢（歳）	級	号俸
18	1	9	28	1	49
19	1	13	29	1	53
20	1	17	30	1	57
21	1	21	31	1	65
22	1	25	32	1	73
23	1	29	33	1	81
24	1	33	34	1	89
25	1	37	35	1	97

26	1	41	36	1	105
27	1	45			

備考 級号俸は、行政職給料表の級号俸をいう。

別表第8（第22条関係）

昇格時号俸対応表

昇格した日の前日 に受けていた号俸	昇格後の号俸						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1	1
11	1	1	1	3	3	1	1
12	1	1	1	4	4	1	1
13	1	1	1	5	5	1	1
14	1	1	1	6	6	2	2
15	1	1	1	7	7	3	3
16	1	1	1	8	8	4	4
17	1	1	1	9	9	5	5
18	1	1	2	10	10	6	6
19	1	1	3	11	11	7	7
20	1	1	4	12	12	8	8
21	1	1	5	13	13	9	9
22	1	1	6	14	14	10	10
23	1	1	7	15	15	11	11
24	1	1	8	16	16	12	12
25	1	1	9	17	17	13	13
26	1	1	10	18	18	14	14
27	1	1	11	19	19	15	15
28	1	1	12	20	20	16	16
29	1	1	13	21	21	17	17
30	1	2	14	22	22	18	18
31	1	3	15	23	23	19	19
32	1	4	16	24	24	20	20
33	1	5	17	25	25	21	21
34	2	6	18	26	26	21	22

35	3	7	19	27	27	22	23
36	4	8	20	28	28	22	24
37	5	9	21	29	29	23	25
38	6	10	22	30	30	23	25
39	7	11	23	31	31	24	26
40	8	12	24	32	32	24	26
41	9	13	25	33	33	25	27
42	10	14	26	34	34	25	27
43	11	15	27	35	35	26	28
44	12	16	28	36	36	26	28
45	13	17	29	37	37	27	28
46	14	18	30	38	38	27	28
47	15	19	31	39	39	28	28
48	16	20	32	40	40	28	29
49	17	21	33	41	41	29	29
50	18	22	34	42	41	29	29
51	19	23	35	43	42	29	29
52	20	24	36	44	42	29	29
53	21	25	37	45	43	30	30
54	22	26	38	46	43	30	30
55	23	27	39	47	44	30	30
56	24	28	40	48	44	30	30
57	25	29	41	49	45	31	30
58	26	30	42	50	45	31	31
59	27	31	43	51	46	31	31
60	28	32	44	52	46	31	31
61	29	33	45	53	47	31	31
62	30	34	45	54	47	31	31
63	31	35	45	55	48	31	32
64	32	36	46	56	48	31	32
65	33	37	46	57	49	31	32
66	34	38	46	58	49	31	32
67	35	39	47	59	50	31	33
68	36	40	47	60	50	32	33
69	37	41	47	61	50	32	33
70	37	41	48	62	50	32	33
71	38	42	48	63	50	32	34
72	38	42	48	64	50	32	34
73	39	43	49	65	50	32	34
74	39	43	49	66	50	32	
75	40	44	49	67	50	32	
76	40	44	50	68	50	32	

77	41	45	50	68	51	32	
78	41	45	50	68	51	32	
79	42	46	51	68	51	32	
80	42	46	51	68	51	32	
81	43	47	51	69	51	33	
82	43	47	52	69	51	33	
83	44	48	52	69	51	34	
84	44	48	52	69	51	34	
85	45	49	53	69	51	35	
86	45	49	53	70	51	36	
87	46	49	53	70	51	36	
88	46	49	53	70	51	36	
89	47	50	54	71	52	36	
90	47	50	54	72	52		
91	48	50	54	73	52		
92	48	50	54	74	52		
93	49	51	55	75	53		
94	49	51	55	76	53		
95	50	51	55	76	54		
96	50	51	55	77	54		
97	51	52	55	77	55		
98	51	52	56	78	55		
99	52	52	56	78	56		
100	52	52	56	79	56		
101	53	53	56	79	57		
102	53	53	56	80			
103	54	53	57	80			
104	54	53	57	81			
105	55	53	57	81			
106		54	57				
107		54	57				
108		54	58				
109		54	58				
110		54	58				
111		55	58				
112		55	58				
113		55	59				
114		55	59				
115		55	59				
116		56	59				
117		56	59				
118		56	60				

119		56	60				
120		56	60				
121		56	60				
122		57					
123		57					
124		57					
125		57					
126		57					
127		57					
128		58					
129		58					
130		58					
131		58					
132		58					
133		58					
134		59					
135		59					
136		59					
137		59					

別表第9（第27条関係）

昇給号俸数表

昇給区分	A	B	C
昇給の号俸数	5号俸以上	4号俸	3号俸以下
	1号俸以上	0号俸	0号俸

備考 この表に掲げる上段の号俸数は条例第15条第3項の規定の適用を受ける職員以外の職員に、下段の号俸数は同項の規定の適用を受ける職員に適用する。

別表第10（第31条関係）

休職期間等換算表

休職等の期間	換算率
休職（条例第40条第1項の適用を受けるものに限る。）又は病気休暇（公務に起因するものに限る。）の期間	3 / 3 以下
運営条例第8条第1項の規定により準用する帯広市職員の分限及び懲戒に関する条例（昭和26年条例第34号。以下「分限条例」という。）第2条の2の休職（同条第2号にあっては、その原因である災害が公務上の災害であると認められるものに限る。）の期間	
勤務時間条例第8条の2第1項に規定する介護休暇	
専従許可の有効期間	2 / 3 以下
勤務時間条例第8条の3第1項に規定する家族看護休暇の期間	1 / 2 以下



<p>地方公務員法第28条第2項第1号の規定による休職（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものを除く。）又は公務外の負傷若しくは疾病による休暇（通勤による災害に係るものを除く。）の期間</p>	<p>1 / 2 以下</p>
<p>分限条例第2条の2第2号の規定による休職（当該休職に係る生死不明又は所在不明の原因である災害により職員が公務上の災害又は通勤による災害を受けたと認められる場合を除く。）の期間</p>	<p>1 / 2 以下</p>
<p>地方公務員法第28条第2項第2号の規定による休職の期間（無罪判決を受けた場合の休職の期間に限る。）</p>	<p>3 / 3 以下</p>